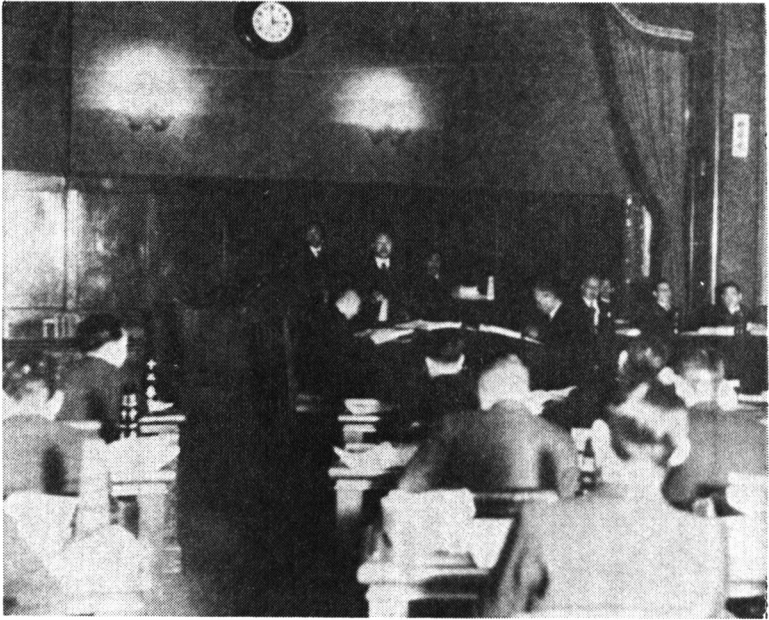


横浜と神奈川県との関係に例をとりつつ特別市の創設は多くの難点があることを指摘し反対論を展開したが、『改正地方制度資料』第三部、少数意見であった。

特別市問題は、そのまま進められれば事実上横浜市を神奈川県から分県するという問題であり、神奈川県にとっては無視しえない大問題であった。特に横浜の地勢上の理由からみても「川崎市、横須賀市等の地域を考慮するときは県を二分するに非ずして実質上は県を三分することになる」（資料編 12 近代・現代(2)三〇）という認識にたつて、知事はこれに絶対反対との立場をとり、五大都市を含む五大府県に働きかけ連携を強めると共に、県下の残存市町村にも働きかけ反対運動を展開したのである。これに対して、横浜市が独立すれば飛地となる川崎市の商工会議所、川崎工業倶楽部は「横浜市が五大特別市制運動に便乗し、県内各都市の立場を無視して、独善的に同市の特別市制実施を企図しつつあることは、川崎市として遺憾千万」とし「地方中小都市の興隆」こそが必要であるとの立場から横浜特別市制に反対を唱えた（内山岩太郎『特別市制に就て』昭和二十一年十二月所収）のをはじめ、県下の町村長会も「大都市の行政改善に先行して農山漁村における行財政の刷新拡充」にこそ重点が置かるべきだとして反対の歩調をそろえたのである（資料編 12 近代・現代(2)三〇）。

他方で大都市側にもこれを強行する上での難点があった。それはこの調査会で内山知事が指摘したことであったが、特別市を創設する際の手続と既に公布された新憲法九五条との関連であった。新憲法九五条は「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において、その過半数の同意を得なければ国会はこれを採決することが出来ない」と定めており、特別市設置のための法律は新憲法下では住民投票を要するという問題であった。そして「住民」の範囲を関係の市民だけに限定するのかそれとも県民とするかの問題は残るにしても、いずれにせよ憲法九五条の住民投票を必要とするというのが内務省の解釈であった（同上）。



戦後初期県議会

『神奈川県議会史』統編第1巻から

『内山日記』の一九四六年十一月四日のところには、「此の日GHQにHussey氏を訪ねたが不在なのでKades氏を求めた。これも不在なのでTilton中佐に会った。話は要領を得、是非又来て呉れと云って居た」とあり、翌日のこととして「横浜市の当局者が五日の朝市制問題で諒解を求むる為経過報告に来た。田島助役同伴。県は部長を集めて聞いた。自分は市の完全独立は不合理だと強く主張する積りだ」とある。

県選出の代議士の意見も横浜市区選出者と郡部選出者の間で意見がわかれ県内はこの問題をめぐって意見が二分されることとなった。

こうした運動が続けられるなかで十一月二十七日の地方制度調査会第三回総会は特別市制に関し「五大都市の特別市制については、関係府県と市との円満なる協調を行なうよう、政府において善処されたい」との附帯決議をつけたうえ第二部会の答申を採択した。こうして一応調査会での議論は終結し、問題は地方自治法が特別市制をどのように

扱うかの問題となった。内山知事は十一月二十七日にこれ以上進んで論争をしない旨の声明を發し、翌二十八日には横浜市関係者と会談し特別市問題を打切り相携えて復興に尽力すべく申し入れたのである。結局調査会は二月十二日「五大都市は夫々その市の区域により現在所屬している府県から独立させること」「特別市には、原則として道府県の制度を適用すること」を決定したのである。

区域変更をめぐめる問題 特別市問題は新しく作られる地方制度の枠組との関連で県を二分するか否かの大問題であったが、県内にはそれとは異なる型での区域変更をめぐめる争いもこの時期に登場した。その一つは横須賀市内の旧逗子町の分離独立問題で、戦時中の一九四三（昭和十八）年四月に軍の要請で横須賀市に編入された旧逗子町の町民の有志から戦後になって編入の意義は失われたとして従来の如く逗子町として独立しようとする運動が活発になってきたのであった。また、高座郡相模原町でも旧座間町の分離独立問題が動き始めていた。座間町では相模原への合併後、住民生活の不便、経済負担の不均衡等を理由に、分離独立の意向を強くもっていたが、相模原町会ではこれを認めると大野・相原等が相次いで独立することをおそれこれを承認しなかつたために問題化し始めていたのである（地方課『昭和二十二年三月知事事務引継書』）。

当時の地方制度では、そして制定されることとなる新地方自治法においても、市町村の配置分合は関係市町村会の議決を経て、内務大臣の許可を得たうえで知事が定めることとなっていた。しかし、住民の意思を尊重するという雰囲気が強まってくるなかで、区域の変更に関しても住民の意思を直接に聴する手続が採られる動きもみられたのである。鎌倉郡片瀬町の場合がそうであった。片瀬町と隣接する藤沢市との合併問題は戦前からあったが、敗戦後の財政の窮乏と食糧の確保のため合併の気が強くなり交渉が進められた。一方同市に隣接する鎌倉市も大鎌倉市の構想をもち隣接町村との合併を希望し、片瀬町が藤沢か鎌倉との合併を希望するという誘いをもちかけた。同町ではこの問題を決定するために町民による町民投票を行って方向

を決めたのである。一九四七年一月に行われた町民投票では有権者の五七割の三千四百六十三名が投票し、結局藤沢市への合併を希望するものが、現状維持・鎌倉合併派をおさえて多数を占め、これを基礎として両市町は合併を内務大臣に奏請した結果、同年四月一日から片瀬町は藤沢市に編入されることとなったのであった。このように「首長公選」の時と同様に法制上の裏づけはないが、住民の意向を確かめるための住民投票を経て事実上の決定を行い、それを法制に結びつけて運用するということが、過渡期の地方制度運営の現場でみられるようになっていたのである。ちなみに、逗子町の横須賀市からの分離の投票は一九四九年三月に行われたが、これは四八年の地方自治法一部改正による法的根拠をもった投票であった（『横須賀市政時報』昭和二十四年二月二十二日）。

一九四七年に入つての政治情勢は、いわゆる二・一ストを指す労働運動の攻勢のなかで異常な高揚をみせた。ストはマッカーサーの指令によって中止されたが、マッカーサーは二月七日に吉田首相あての書簡を送り総選挙の時期が到来したと述べた。こうして解散の時期を政府は検討したが、五月三日の新憲法施行以前に国会、地方議会すべての選挙を完了し、新たな装いで憲法の施行を迎えるのが妥当であるとの判断で、選挙の日取りが決定された。すなわち二月十七日の閣議で決定されたのは四月五日地方首長選挙、四月二十日参議院、四月二十五日に衆議院、そして四月三十日に地方議会議員の選挙が一斉に行われることとなった。知事を含む地方首長の選挙と参議院の選挙とはいずれも初めて行われるものである。

内務省では初めて行われる知事選挙を前に大規模な知事の人事異動を発令した。これは官選知事で初の知事選挙に出馬するものがみられたから選挙の公正を期するために過渡的にとられた措置であった。神奈川県においても内山知事に出馬の意向があり、三月十二日付をもって県経済部長渡辺広が知事に発令された。渡辺知事の任務は官選知事から公選知事への引継ぎを行う以上のもではなかった。県政の新しい段階は新憲法下の装いを改めた県政のかじ取りを誰に託すかにあったのである。

第三節 社会運動の再生

一 戦後労働運動の出発

労働運動の復活

敗戦後しばらくの間、県下の工場地帯では、経営者だけではなく労働者のあいだにもある種の虚脱感がまん延していた。戦争が終わり空襲の心配もなくなったことからくる解放感と同時に、続々と行われた工場の解散や、就業の目処がたたないことへの不安、「飢え」への恐れ、あるいは進駐したアメリカ兵への恐怖など、労働者はそれらが複雑に入り交った感情のなかにいた。人びとはみな、ともかく「いま」を生きることに必死であった。

しかし敗戦から約二か月たった十月四日に政治的・民事的・宗教的自由に対する制限撤廃「人権指令」が発せられ、さらにその一週間後に労働組合の結成などを奨励する改革指令が出た前後から、横浜や川崎を先頭に県下各地域で労働者の組織化への動きが活発になり始めた。その中心になったのは、戦前来の労働運動の活動家たちであり、またそうした運動の「伝統」をもつ工場や職場、地域の労働者であった。十月五日、横浜で十五名の船員が戦前の組織を復活する形で「全日本海員組合横浜支部」を結成した。これは県下に作られた戦後最初の労働組合組織であった。同じころ戦前の神奈川労働界に大きな影響力をもっていた旧総同盟系の人びとが、あちこちの工場・地域で労働組合結成への活動を行いだした。これとは別に旧全協・全評系の活動家による労働者の組織化も活発になり、鶴見ではこれらの人びとが「統一金属組織委員会」を作って近隣の労働者に影響を与えていった。他方労働者側の自主的な動きとは別に、とくに大企業では「どうせ組合を認めざるをえないのなら」と

いう理由から、会社側が率先して組合の設立にのりだしたところもあった（『神奈川県労働運動史』第一巻）。

こうした動きが進むなかで、十月二十六日に日本鋼管鶴見造船所に県下で戦後初めての労働争議が発生した。原因は会社側が生産計画がたたないため大量の人員整理を行ったことにあり、被解雇者のうちの四名がこれを不服として他の労働者に働きかけ、さらに統一金属組織委員会の支援をうけて、即時復職のほか組合公認、賃金増額、「戦争責任者たる幹部の追放」、工場民主化など十一項目の要求を掲げて会社側との団体交渉を開始したのである。この争議では会社側は完全に受け身になって孤立し、労働者側の要求が大部分実現してその勝利となり、他工場の労働者に「団結」の威力をまざまざとみせつけた。そしてこの争議の直後から、池貝自動車をはじめ鶴見・川崎地域の工場に労働者側の攻勢的な争議があいついでひろがっていった。一連の争議では、労働者側はほぼ共通して三倍から五倍の賃上げと工場の民主化を要求し、一応それらを獲得した。またその過程で「争議団」を恒常的な労働組合組織へと改組させた。こうして敗戦の年の末には県内で五十三の組合と五万七千四百九十六人の労働組合員が組織されて早くも戦前最高時の数値を突破し、翌一九四六年三月には組合数が百九十五、組合員数が八万五千二百五十四人と、労働者の結集・組織化は急速に進んだ。

このようななかで一九四六年一月に発生した「第一次東芝争議」は、神奈川県のみならず全国で初めて地域労働者の「共同闘争」として進められた争議となった。東芝では前四五年の末以来堀川町をはじめとする工場ごとの労働組合が結成され、賃上げなどの要求が提出されていたが、この争議はこれら各工場の組合が集まって連合争議団を作り、また川崎・鶴見から東京の城南地域にわたる労働組合の強力な支援をうけた闘いとして行われ、労働者側は賃金の五倍化や経営参加にむけた経営協議会の設置などを獲得した。共同闘争は、同争議ののち労働者側にはほぼ共通する闘いの形態となった。東芝争議と時を同じくして行われた日本鋼管鶴見製鉄所の争議では、組合の承認や待遇改善などを要求して労働者の「生産管理」が実施された。すさ

まじいインフレのなかで会社側が生産計画をたてない状況下では、労働者の要求の実現のために、生産管理こそが有効な方法であると解されたのである。鶴見製鉄所の生産管理に対し、政府はその違法性を主張する声明を発表した（いわゆる四相声明）が、内相宅へおしよせた鶴鉄の労働者に加えて他企業の労働者もこれに反撃を行い、「生産管理」は二月から五月にかけて県内大小の工場、さらに学校の争議にまでひろがっていった（『神奈川県労働運動史』第一巻）。

メーデーと食糧メーデー

一九四六（昭和二十一年）五月一日、二・二六事件のおきた一九三六年以来中断していたメーデーが復活した。神奈川県では、四万五千人が参加の川崎・鶴見地区、四万人が集まった横浜地区をはじめ、横須賀、戸塚、茅ヶ崎、平塚、小田原、秦野、厚木の八地域で、総計十万人をこす人びとによる集会和デモ行進が実施された。どの地域のメーデーも、社会党・共産党・労働組合などが共同でとりくむ統一メーデーであり、参加者の多さをはじめ当日の様相は戦前のそれと一変していた。横浜のメーデーに加わった「年老いた一労働者」は、「私のセガレは戦争で死んだ、私の家は戦争で焼かれ、私はひとりぼっちになった、しかし今日のやうにうれしい日にあへるのは、やはり生きのびたおかげだ、このさかんな光景はどうだ、チクセウまた涙が出るぢやあねえか、労働者は勝ったんだ、いや将来も勝たねばならない」と述べていた（『神奈川新聞』昭和二十一年五月二日付）が、ここにみられる労働者としての解放感と「自覚」とは、メーデーの出席者に共通したものであった。メーデーでは、民主人民政府の樹立、隠匿物資の摘発、生産管理弾圧反対、失業者に職を与えよ、朝鮮人労働者差別待遇反対など十七の決議と民主主義革命の完遂をめざすという宣言が採択され、県庁におしよせた五千の労働者によって決議文が知事に手交された。

メーデーに掲げられた隠匿物資摘発のスローガンは、当時極端なまでに悪化していた食糧事情を反映したものであった。敗戦直後から県内の供米計画は予定の三割しか実施できず人びとの飢餓状態は慢性化していたが、とくに翌一九四六年に入って

飢餓にさらされた消費都市

たんぼも喰盡し

横濱から「救済懇請使」来縣

横濱市救済委員会の調査によれば、同市の食糧不足は、六月十日に於て、市内の食糧貯蔵庫の食糧が、僅かに三日分を超過するに止まり、以後は、一日分の食糧に減少する。横濱市の食糧不足は、六月十日に於て、市内の食糧貯蔵庫の食糧が、僅かに三日分を超過するに止まり、以後は、一日分の食糧に減少する。横濱市の食糧不足は、六月十日に於て、市内の食糧貯蔵庫の食糧が、僅かに三日分を超過するに止まり、以後は、一日分の食糧に減少する。

横濱市救済委員会は、六月十日に於て、市内の食糧貯蔵庫の食糧が、僅かに三日分を超過するに止まり、以後は、一日分の食糧に減少する。横濱市の食糧不足は、六月十日に於て、市内の食糧貯蔵庫の食糧が、僅かに三日分を超過するに止まり、以後は、一日分の食糧に減少する。横濱市の食糧不足は、六月十日に於て、市内の食糧貯蔵庫の食糧が、僅かに三日分を超過するに止まり、以後は、一日分の食糧に減少する。

昭和21年5月10日付

から食糧営団の手持ち分と県外からの移入米がとも激減し、県食糧課長の語るところで六月以降食糧の「需給計画はたたない」（『神静民報』五月十二日付）ありさまとなった。川崎や横浜では餓死者が多々みられ、「野草パン」で飢えをしのぐ」（鶴見、「野草で食糞ぎ」（平塚）、「よもぎも取りつきた」（国府津）状況であった。県ならびに市町村当局は、政府への食糧払下げ要請や第八軍への陳情、また県外米の移入にむけ東北や北陸各県へ交渉員を派遣するなどしてその対策に努めたが、事態は好転する気配をみせなかった。そこで人びとは、個人がヤミ買いを行う他に、集団として次

『秋田魁新報』

のような行動をとった。第一は農民との物々交換である。逗子の生活協同組合は塩を飯米と交換し、鶴見製鉄などの労働組合も同様の活動を行った。第二は集団による隠匿物資の摘発であり、第三は行政当局に談じ込んで物資配給への住民の直接参加、あるいは「食糧の人民管理」を要求することであった。これら第二第三の行動は、県内全域で第十表のようになりひろげられた。そしてこの「食糧獲得闘争」の集約点になったのが、五月二十日に野毛山公園で開かれた食糧メーデーであった。食糧メーデー当日、会場には「働けるだけ食糧を与へろ」と併せて、「反動内閣の打倒人民政府の確立」という

第十表 各地の食糧獲得闘争

| 年月日 | 集会・行動の名称 | 主催・参加団体 | 参加人数 | 場所 | 要求・行動の内容 |
|----------|----------------|---------------------|------|------------|----------------------------------|
| 一九四六、一、三 | 横須賀久里浜町民大会 | 共産党横須賀支部 | 一〇〇人 | 久里浜 | 隠匿物資摘発、町民大会で分配食糧の市民管理 |
| 一、三 | 食糧対策横須賀市民大会 | 同右、横須賀市民食糧管理委員会 | | 汐入国民学校 | |
| 一、八 | 粉食供給陳情 | 日本協同組合県支部 | | 農林省 | 余剰米(粉食)供給 |
| 一、九 | 無籍物資摘発 | 横須賀市民食糧管理委員会 | | 佐野町 | 復員局計理部倉庫の物資摘発 |
| 二、二 | 食糧難克服県民協議会 | 神奈川県民食糧管理委員会 | 二団体 | 県庁議事堂 | 食糧増産と供出促進、県民代表による食糧管理、自主的配給機構の確立 |
| 二、九 | 川崎市民大会 | 町内会長有志 | 三町会 | 市役所前 | 市長辞職、市民食生活の確保 |
| 二、三 | 幣原内閣打倒演説会 | 関東労働組合協議会 | 三〇〇人 | 横浜公園 | 争議弾圧反対、食糧人民管理など |
| 二、三 | 食糧生必物資人民管理共同戦線 | 国鉄労組国府津支部など湘南の労働組合 | 一四団体 | 小田原 | 食糧・生活必需物資の人民管理 |
| 二、七 | 市長追放市民大会 | 社会党・共産党横須賀支部 | | 横須賀市役所前 | 隠匿物資の処分をめぐり市長の責任を追及 |
| 三、一 | 食糧危機克服県民大会 | 神奈川県民食糧管理委員会 | 四団体 | 横浜公園 | 後任市長の公選、食糧闘争委員会の設立 |
| 四、五 | 小田原地方民主協議会結成大会 | 社会党・共産党支部、印刷局労組支部など | 五〇〇人 | 小田原 | 食糧の確実な配給、不平等配給の是正、配給帳簿の公開 |
| 四、三〇 | 保土ヶ谷二俣川町民食糧デモ | 共産党横浜地区委員会、磯子区内町会 | 五団体 | 丸山町 | 町民大会を開催し食糧対策を要求 |
| 五、一 | 横浜南部食糧対策連合会 | 社会党鶴見支部 | | 下野谷・豊岡国民学校 | 民間の隠匿食糧の摘発、食糧営団の民主的運営 |
| 五、二 | 磯子区危機突破町民大会 | 連合町会 | 一〇〇人 | 磯子国民学校 | 知事・市長・営団に即時非常配給を要求、第八軍神奈川県へも陳情 |
| 五、三 | 非常食糧放出要求デモ | | 一七〇人 | 横須賀警察署 | 隠匿物資摘発権限の付与 |

| | | | | | |
|------|----------------|-------------|------|----------|-------------------------------------|
| 五・三 | 食糧協議会 | 横浜西区二八町会 | 三〇〇人 | 市役所 | 食糧配給への住民参加 |
| 五・四 | 空腹デモ | 横須賀元深田町他八町会 | 六〇〇人 | 第一国民学校 | 遅配分の三分の二の配給 |
| 五・五 | 鎌倉餓死突破大会 | | 四〇〇人 | 磯子町屋区役所 | 欠配米の即時配給を市長に要求 |
| 五・六 | 磯子町民デモ | 神奈川民主協議会 | 五団体 | 県庁 | 遅配分の即時配給 |
| 五・七 | 県食糧民主協議会臨時大会 | 川崎地区労働組合 | 五〇〇人 | 川崎市役所 | 手持食糧の遅配分即時支給、貯蔵食糧公開、人民協議会の設置 |
| 〃 | 川崎労働者大会 | 川崎地区労働組合 | 六〇〇人 | 星川国民学校 | 遅配米配給、食糧人民管理、隠匿物資摘発、市長私邸の物資摘発 |
| 五・八 | 保土ヶ谷区民大会 | 町会長 | 四〇〇人 | 市役所議場 | 隠匿物資の人民による摘発、即時配給実施、一切の食糧の人民管理、市長退陣 |
| 五・九 | 川崎労働者市民大会 | 川崎地区労働組合 | 一五〇人 | 幸ヶ谷国民学校 | 手持ちのある農家への配給の是正 |
| 五・一〇 | 相模原主婦デモ | | 一六〇人 | 県庁 | 県経済部長と交渉 |
| 〃 | 餓死突破神奈川区民大会 | 東芝堀川町労働他 | 五〇〇人 | 酒匂国民学校 | 非常米即時配給を県経済部長に要求 |
| 五・二 | 勤労加給米支給要求デモ | 酒匂町青年民主連盟 | | 妙蓮寺 | 農民保有米の一割寄附、隠匿物資摘発 |
| 五・三 | 酒匂町民大会 | 井土ヶ谷永田連合委員会 | | 井土ヶ谷国民学校 | 不当配給の根絶 |
| 〃 | 港北町民大会 | | | 浦賀ドッククラ | 配給方法公開、欠配分の支給、隠匿物資摘発、町内会民主化 |
| 〃 | 横浜南井土ヶ谷永田食糧委員会 | 横須賀食糧民主協議会 | | | 料理店などの物資摘発 |
| 〃 | 隠匿物資摘発処分行動 | 県民主協議会 | 二〇〇人 | 厚木国民学校 | 遅配善処 |
| 五・三 | 厚木町民大会 | 小田原民主協議会 | 五〇〇人 | 本町国民学校 | 飢餓突破内閣実現、農家より主食前借、配給機構への市民参加 |
| 五・四 | 飢餓突破小田原市民大会 | | | 総持寺 | 食糧人民管理、隠匿物資摘発断行 |
| 五・五 | 食糧危機突破鶴見区民大会 | 東芝他一九の労働組合 | 三三〇人 | 県庁 | 欠配の即時是正 |
| 〃 | 県庁へのデモ | 横浜市内町会代表 | 三〇〇人 | | 同右 |
| 五・七 | 磯子区民大会 | | | | |

スローガンが掲げられた。

民主戦線運動

食糧獲得闘争の過程で、それと並行して「民主人民戦線」の結成と「民主人民政府」の樹立をめざす運動が進められた。一九四六（昭和二十一年一月）の軍国主義者・国家主義者に対する「公職追放」令は、保守政党

や従来からの支配層に大きな打撃を与えていたが、この追放令に一部閣僚の変更のみで対処し政権を担当し続ける幣原内閣を、「民主人民戦線」の力によってたおし、社会・共産両党を中心にして「人民政府」を作ろうというのがその内容であった。労働組合や、食糧獲得闘争の地域組織の多くがこれに加わり、世論にもこの動きを支持する形勢が強まっていた。各新聞はあいまいで「人民戦線内閣を作れ」などの主張を掲げ、『神奈川新聞』も「民主統一戦線結成機運熟す」と題する社説を発表した（二月十八日付）。この社説は、「日本を侵略的戦争に捲き込んだ軍閥、官僚、巨大財閥等の独裁支配者共（ども）に現在も支配的地位を独占し居り乍ら政治的、行政的、経済的に国民生活を再建する仕事を全面的にサボタージュしてゐるため生産停頓状態に等しく今や国民生活は破局に瀕し、日本民族は滅亡の一步手前にある」と現状をとらえて、「彼等を支配的地位から放逐し、産業を再建し、国民生活を安定せしむること」が緊急の課題であり、そのためには「働く国民全部の手で政治、経済、文化あらゆる

| | | | | |
|--|---|---------------|---------------------------------------|--|
| 五七 港北区妙蓮寺住民大会 五八 川崎市食糧配給促進委員会 〃 飢餓突破鎌倉市民大会 〃 県庁へのデモ 〃 鎌倉市民協議会結成大会 五三〇 神奈川食糧メーデー | 社会党、総同盟県連 社会党支部 保土ヶ谷・戸塚の各労働組 合 神奈川労働協、川崎市民食糧 管理委など | 七〇〇人 野毛山公園 | 武相中学 市役所 第一国民学校 県庁 御成国民学校 | 同右、人民による隠匿物資摘発管理 食糧配給の公正化 市役所、警察署、近接町村役場と協力し 食糧対策協議 加給米即時配給 遅配米即時配給、人民政府樹立、食糧人 民管理など |
|--|---|---------------|---------------------------------------|--|

『神奈川新聞』『神静民報』『読売報知』、法政大学大原社会問題研究所蔵「産別」ファイルから作成



大船駅闇買出し一斉取締り(1948年7月2日)

機関紙連合通信社蔵

る面の徹底的民主化」が必要で、それをを行うのが社会・共産両党を中心にして団体や個人を結集した「民主統一戦線」であるとしていた。

二月二日の食糧難克服県民協議会の場で設立された神奈川県民主協議会が、全県域を代表する民主戦線のための組織となった。民主協議会には社会党・共産党・労働組合・農村青年連盟など十二団体が集まり、当初は食糧獲得闘争のみがその課題となっていたが、五月八日に食糧獲得のための「具体策について民主戦線の結成以外に方法なしとして第一回民主戦線結成懇談会」を開催、戦線の糾合に努めた。市段階の場合、横須賀では一月末から隠匿物資摘発行動が社会・共産両党の共闘でなされ、その組織である市民食糧管理委員会が中心になって二月末に戦時下に任命された市長の退陣要求運動を始めた。小田原でも社共両党と労働組合などからなる民主協議会が作られた。小田原民主協議会は、任命制市長の退陣後、町内会単位の「与論調査」に基づく方法によって後任市長を選出させた(『神静民報』五月五日付)。なお戦後初めて市長退陣要求市民大会が開かれた川崎市でも、五月の市長選では婦人の「投票権」を認めた上で小田原と同様の選出方法が採用されている。鎌倉では五月中旬に社

共両党を中心にする民主協議会が結成された。こうした地域単位のものだけでなく、労働組合の連合組織の中にも、例えば東芝堀川町工場をはじめ神奈川県内の電気工業工場が主力となって四月に結成した関東電気工業労組のように、その規約に組合の事業の一つとして「民主人民戦線促進」を掲げ推進に努めたところもあった。

この間四月十日に戦後第一回の総選挙が実施された。選挙で敗北した幣原内閣は四月二十二日によりやく総辞職し、以後五月二十二日に第一次吉田内閣が成立するまで、「政権の空白」が続いた。食糧獲得闘争が高揚し、民主戦線運動がひろがったのはこうした時期のことであった。

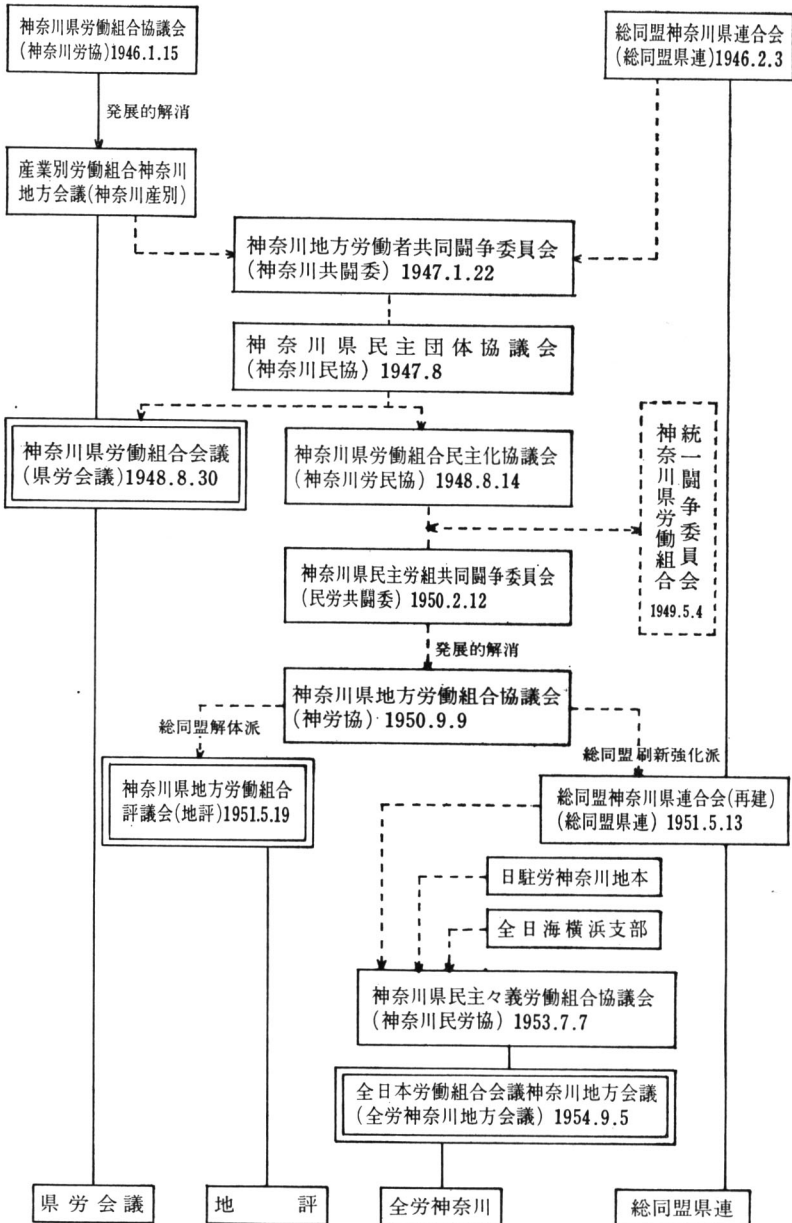
二 労働組合運動の発展

総同盟と産別

企業や事業所ごとに労働組合が作られ、争議が広がるなかで、労働組合の連合組織の形成にむけた動きが進行した。それは戦前来の総同盟系の組織再建の方向と、左派系の組合を結集し産別会議にむかう方向との、二つの路線となって具体化した。

一九四五（昭和二十）年十一月、旧総同盟の指導者たちが集まって第一回総同盟神奈川県連組織準備会を開き、県下の労働組合をこの連合組織に結集するための活動を開始した。彼らは「右翼に対する警戒はもちろんであるが、また極左（共産党）の運動も警戒を要する」という立場から「県連合会は総同盟の主義主張に賛成の者によって組織する」方針をとり、一九四六年二月三日、総同盟県連の結成大会を挙行了した。そこに集まったのは四十八の労働組合で、組織人員数は二万四千八百九十人であった。一方これと並行して別個の連合組織の形成へむかう動きが進展した。一九四五年十二月、戦前の左翼系指導者の影響下

県下主要労組の組織変遷表



に川崎で神奈川県工場代表者会議が開催された。集まったのは県下二十一工場の代表で、「御用組合の排撃」と「共同闘争の展開」に力点をおいて「全県下各組合の大同団結」が呼びかけられた。そして翌四六年一月、おりからの東芝争議のさなかに第二工場代表者会議を開き、その直後に神奈川県労働組合協議会が発足した。神奈川労協は「労働条件」の維持改善と同時に、直面していた食糧難に対し農民・市民と連帯して「食糧の人民管理」を行うことを訴え、また組織方針としては労働組合の産業別組織化の方向を打ち出した。総同盟系が「県連」中心という地域単位のまとまりを重視したのに対し、労協の産業別組織化の方向はとくに若い労働組合指導者層をひきつけ、産業別組織への各労働組合の結集は急速に進んでいった。なかでも金属機械産業の場合にそうした傾向が著しく、四月に全国組織である全日本鉄鋼産業労働組合が作られたのを皮切りに、関東造船、関東電工、関東化学など「京浜」を中心にした産業別組織が続々と生まれ、それらの神奈川支部や地方協議会が作られていった。そして神奈川労協から発展した関東労協が産別会議へと拡充・改組される（一九四六年八月）と、それにもない、中央の産別会議とは一応別だての組織として、産別会議系組合の神奈川における連合体である「神奈川産別」が結成された。これら総同盟系ならびに産別会議系組織の変遷は前頁の図のとおりである。

十月闘争から 多くの労働者を結集し組織的に強化した産別会議系の労働組合を中心にして、一九四六年下半期にいわゆる二・一ストへる「十月闘争」が展開された。この闘争の発端をなしたのは、第一次吉田内閣のもとで計画された国鉄と海員の大量解雇に対し、八月からこれらの労働組合が猛烈な抵抗をくりひろげたことであった。県下では国鉄労組東京地方評議会の横浜・国府津両支部が一部作業の「業務管理」（生産管理）を行い、また海員組合横浜支部は同組合内の「革命的反対派」として停船サボタージュを実施した。国鉄・海員の争議はともに労働者側の勝利となった。ほぼ時を同じくして、東芝でも人員整理計画に反対する闘争が行われた。多くの労働組合の間に、誠首反対・賃金増額とおりから立案されていた労働関係調整

法反対を掲げる共同闘争の機運が強まっていった。前述した神奈川産別の正式発足はこのようなときになされたものであった。十月一日から東芝関東労連が誠首反対・最低賃金制確立・産業復興会議設立を要求してストライキを実行すると、これを先頭に電気産業労組（電産）、機械器具労組など産別会議傘下労組の県内支部はあいついでストライキに突入した。参加組合は三十二、参加人員数は四万人に及んでいた。

一連の闘争は十一月半ばまで行われ、労働者側の要求の多くが貫徹するなかで、十月闘争には慎重な態度をとっていた総同盟県連の神奈川産別への歩みよりがみられるようになり、両組織の共催で十二月七日に県下七か所において「吉田亡国内閣打倒国民大会」が開かれた。そこでは「首切り絶対反対、失業者の完全雇傭」「国民の手に依る国民のための産業復興」「社会党を中心とする民主政府の樹立」などが大会決議として採択された。

十月闘争のころから、官公庁の労働組合が賃金増額を要求し共同の運動を行い始めていたが、一九四七年の年頭に吉田首相がこれらの労働組合員を「不逞の輩」と断じて非難を加えたことが契機になって、これらの労働組合は二月一日をもってゼネストへ突入することを決定した。神奈川産別と総同盟県連はこうした官公庁労組の動きを支援し、一月二十八日に県下九か所で「吉田内閣打倒危機突破国民大会」を開催、倒閣と生活擁護を掲げる空前のゼネストⅡ「二・一スト」が目前に迫った。

だが二・一ストの前日、マッカーサーのゼネスト中止命令が発せられ、県下でも「一瞬にして数時間後に迫ったゼネストは不可能」な状態になった。二・一ストにむけた労働攻勢の結果、官公庁では労働協約の締結が実現し、また四月に実施された総選挙では社会党が神奈川県で全員当選を果たしたのを始め全国でも第一位の議員を有する政党となり、社会党首班内閣Ⅱ片山内閣が組織された。もっとも一方で二・一ストの中止はそれまでの産別会議主導のストライキ激発型の労働攻勢にとって大きな壁となったことから、産別会議の指導部に対する批判が全国のそして神奈川県下の労働組合の間から強くあらわれてきた。

民同運動の展開

その批判の強さは、例えば一九四七（昭和二十二）年五月に全電工労組神奈川支部の中堅組織である東芝鶴見労組が産別脱退を決定したことや、同月の全通神奈川地協大会で産別脱退要求が強く出たことなどに端的に示されていた。産別傘下労組の神奈川支部はこのときに開かれた大会で自己批判を行うが、それは運動方針自体の正しさを再確認し、戦術の誤りを是正していくというものであった。同年九月の神奈川産別大会は生活危機突破にむけて運動を地域闘争へとひろげる方向をうち出し、これに沿い全通神奈川地協や国鉄労組横浜・国府津支部など官公庁労組を中心に最低賃金制の確立と大幅な賃金増額を要求して、地域闘争戦術を用いたとりくみが進められた。地域闘争とは、産業別の統一要求と併せて地域ごとに独自の要求を掲げ、地方労働委員会にそれぞれの組合が提訴して分散的な争議行為を行うというものである。全通神奈川地協は食糧休暇の支給等を独自要求にして、職場大会に基づくサボタージュをくりひろげた。そして翌四八年の三月には最低賃金制獲得をめざす神奈川県全官公庁労働組合連絡協議会が全通・国鉄・自治労連・県教組・印刷局労組などによって結成され、「三月闘争」として大規模なストライキを計画した。もっともストライキの一部は実施されたもののGHQが中止の「覚書き」を発し、このときも官公庁労組のストライキは終息を余儀なくされる。さらに八月にはマッカーサー書簡に基づく政令二〇一号が公布され、公務員の争議行為は禁止されるに至るのである。

なおこの間総同盟中央の提起にかかる「経済復興会議」の構想が具体化し、一九四七年七月に「神奈川県経済復興会議」が総同盟系・産別系ならびに中立の労働組合と経営者団体とによって設立された。復興会議は労働者側と経営者側の、および労働者側相互の対立でわずか一年間にして解散したが、経営者側からする経済再建への途に労働者を動員する上で大きな成果をあげていた。

さて二・一スト直後の「鎮静期」を経て産別会議系の労組を中心に地域闘争などの攻勢が進められるなかで、これらの組合

の内部には「民主化運動」がひろがっていった。それは産別系の労組が「共産党の引き回し」のもとで「極左的戦術」をとっており、これを批判し民主化していくという形でなされたものであった。神奈川産別がとくに力をいれた一九四七年九月から十二月の全電工日立戸塚工場争議が組合側の敗北に終わり、指導部が総辞職したことを契機にして、全電工神奈川支部をはじめ、機器労組・全通神奈川地協など、産別系労組の主力組織の間で統々と民主化運動が展開された。そして翌四八年二月にはこうした民主化運動を進めた勢力の全国組織である産別「民主化同盟」(民同)が結成されるに至る。いま同年六月時の民同側の勢力をみると、全電工神奈川支部で二万五千人中の一万人、機器労組支部で一万四千人中の三千人、全通地協にいたってはその大部分が民同側に移るという状態であった。総同盟県連はこの年の一月から産別会議内部の動きに呼応して「労働組合民主化運動」を提唱し、民同派への支援を行った。

三 農漁民運動の再生

農民組合の組織化

敗戦後、都市部における労働運動の隆盛と時を同じくして、農村でも、とくに「農地改革指令」を契機に農民運動が再生しひろがっていった。県下では、戦前、農民組合の組織があった横浜の新市域、川崎多摩地区、高座郡などを中心にこれらの組織がその規模を拡大して復活し、さらに県西部にも農民組合が統々と作られた。

日本農民組合(日農)が東京で結成された一九四六(昭和二十一)年二月当時、神奈川県下では六十の日農支部と二千五十八人の組合員がこれに組織されており、三月二十日には厚木で日農神奈川県連が「農地解放」「強制供出反対」「小作料金納化に際し別名目の現物受取反対」などを掲げて設立された(法政大学大原社会問題研究所蔵「日農組織」一覽、『神静民報』三月二十四日付)。

初期の日農支部の活動は、川崎支部柿生分会の活動を例にとると、「下積生活よりの解放、民主的農村の確立、小作料引下げ、農地解放などの目標を掲げて部落内の組織作り」を行っていくことであった（『川崎市多摩農業協同組合史』）。その中心になったのは戦前からの農民運動の活動家たちであり、また組合員は小作農と自作農であった。

日農支部の結成と並行して、これとは別に、系統農会に集まっていた中堅農家の青年を中心とする全農村青年連盟（農青連）の組織が作られた。農青連は足柄上下両郡や中郡を拠点とし、早くも一九四五年十一月に県連組織を作り、「農村ニ於ケル一切ノ封建性ヲ打破シ」「土地改革ヲ完遂シ」「都市勤労者ト相携ヘ民主日本ノ再建ヲ期ス」ことを目的に、支部では「旧勢力」の農会役員からの排除、「畜力利用改善、農村電化、農業技術の向上」にむけた運動を進め（小田原支部）、県連は先述した神奈川県民主協議会に加わって「民主農村（の）建設」をめざした（法政大学大原社会問題研究所蔵「日農青年部史料」）。日農支部、農青連支部の他に、農地改革の実施過程で、県内各地に単独の農民組合も作られた。相模原の場合、一九四六年中に三つの農民組合が結成されているが、二つはこうした単独組合であった。もっともそのうちの二つは「農地制度ノ根本的改革ト食糧ノ増産供出ノ促進ヲ期ス」「民主的農民生活ト文化ノ発達ヲ期ス」など日農と同じ綱領を掲げた組合である。だが他の一つは「農地制度ノ根本的改革」にはふれず、「食糧増産供出促進ヲ期ス」ことを主目的とする、地主・自作農・小作農を包含した組織であった（相模原市立図書館古文書室蔵『農民組合関係書類』）。

これら諸団体の組織人員数は、県農地部の調査によると、一九四七年末で日農二万二千四百二十二名、農青連七百二十三人（二説には五千人または二万五千人ともいう）、独立組合五千七百三十二人となっている。

農地改革と

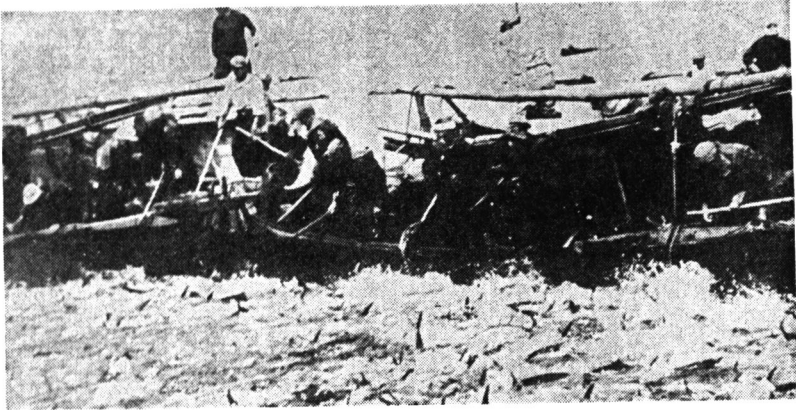
農民組合が急速に勢力を拡張したのは、小作農を中心とする農民たちが農地改革を徹底的に推し進めていこう

農民運動

としたためであった。農地改革はまず農地委員の公選制化と小作料金納化を内容とする部分的な第一次農地改

革として始まったが、農民の運動とGHQの指導により、林地改革などに不徹底さを残したとはいえほぼ全面的な改革（第二次農地改革）として実施されていく。改革の結果、県下の小作地率は一九四七年と五〇年で四三・七割から一一・九割へと後退し、また小作農の比率も三二・一割から八・五割へと減少して農民の多くは零細な自作農になった。もっともこの改革はたやすく行われたわけではない。当時、小作地の引上げや不当な売逃げを企てた中小地主が多かったことは全国的な現象であったが、神奈川県はとくに中小地主が多いため、小作農をおどして法外な闇価格で買受けを迫ったり、強引に小作地を取り上げようとする事件が数多く発生した。これに対し、小作農は農民組合に集まって次つぎと不当事実を明らかにし、公選化された農地委員会にその代表を送って地主の動きを規制するよう努めた。高座郡海老名町では地主と小作農間の紛争が頻発したが、同町の日農支部は地主の不当性を訴えて改革の原則に照らしての農地買収と売渡しを行わせた（『神奈川県農地改革史』）。

だが、こうして農地改革が進行していくと、農民組合に集まった者の間に、「組合不要論」が台頭してきた。一般の農民、ことに小作農にとり、組合への加入は何よりも農地獲得のためであったから、自作農に転化すると「小作の時と違ってもう農民組合なんていらぬんだという考え方」がひろがること（安西登三『若かったころの話』）は当然でもあった。また農民組合（支部）の役員・活動家が、新設された農業協同組合＝農協の役員や農地委員会の委員長などに就任することで、組合運動には不熱心となる傾向もあらわれてきた。このようにして一九五〇年ころからは、農民組合にかわって、生産・消費の協同組織＝農協が、新しい農村作りに大きな役割を果たすようになっていくのである。農青連や単独農民組合の中には、組織として農協へ合流したものも多かった。なお日農の支部もほとんどが有名無実となるが、組織を維持したところでは高額の税金に反対することを主な課題として運動が進められた。



相模湾のぶり漁 (1953年)

『神奈川県の水産』から

漁民運動の再生

農民運動の復活に対応して、漁民の運動も敗戦後の新しい状況下に再生した。神奈川県かつかんとう鰹鮪漁業者組合の資料によると、大戦中に大型漁船は軍に徴用され沈没もしくは破損して著しい打撃をうけており、敗戦直後には県全体でわずか数隻を数えるにすぎず、小型漁船も十分な修理ができぬまま老朽化している状況であった。徴兵・徴用された漁民の数は多く、鰹鮪漁船船員は太平洋戦争開戦時と敗戦時とで三分の一近くにまで減少していた（県農政部『神奈川県政十七年を顧みて』）。このように漁業の資材ならびに人的壊滅ともいえる状態のなかで、生活を守り働く権利の獲得をめざす漁民の運動がおこっていく。早くも一九四六（昭和二十一年一月に、三崎町田中の漁民が接収されていた軍施設の返還を求める運動をくりひろげている（三崎沿岸漁連『沿岸漁業九十年史』）。

戦後初期における漁民運動の特徴は次のようにとらえることができよう。第一は漁民組合や漁業労組などへの漁民の組織化が著しく進展したことである。漁業労組についてみると、県下ではことに大水産会社の漁業労働者の間であいっいで労働組合が作られた。例えば三崎港遠洋漁船船員労組は一九四六年一月に設立され、労働条件改善をめざす運動を行っている。第二に、こうした漁民の組織が、「封建的な性格を色濃く残していた漁村・漁業会、さらには水産会社の「民主化」をめざす闘いをくりひろげたことである。横浜市本牧では、従来漁業会に加入できなかった